

# いじめの起きにくい学校づくりのための

## 取り組み事例の紹介

文部科学省が公表した最新の調査結果である、2022年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によると、学校が認知した2022年度のいじめの件数は小・中・高等学校、特別支援学校を合わせて68万1948件、重大事態件数は923件で、どちらも過去最多でした。しかし、これらの数値はあくまで調査結果です。児童生徒が何らかの様々な要因で大人に伝えることができなかつたり、教職員、保護者、地域が正確ないじめの定義や認知の仕方を理解していないなどの要因で発見できていない分もあると考えられます。

尊い命がいじめの犠牲になり、それがきっかけで成立したいじめ防止対策推進法が施行されて約10年が経ちますが、いじめ問題に取り組む埼玉県NPO法人が全国約3万人の小中高校生を対象に実施したアンケートによると、「いじめ防止対策推進法」を「知っている」と答えた小中高生は約1割しかいないことが分かりました。「子どものためにつくられた法律が子どもとつながっていない。きちんと教え、守られる権利や主張する権利があると伝えれば、子どもが主体的に法律を使えるようになる」と調査を実施したNPOの代表の方は話されています。

大人（教職員や保護者）がまず「いじめ防止対策推進法」や関係ガイドライン、基本方針等の目的や内容をきちんと学び、その上で互いに伝え合い、そしていじめ対応マニュアルとして活用して（教育の場に活用して）、いじめの未然防止または対応を通して、子ども達に優しい心の大切さを伝えいくことが今後更に求められます。

### Z小学校の取り組み

**【経緯】**多くの全国の教育機関でも起きてしまっているいじめですが、Z小学校においても近年、児童生徒間で様々ないじめが発生してしまいました。その際、各教師が共通して現場で使用できるような、詳細ないじめ対応マニュアルがないなどの影響により、各教師によって対応方法が異なってしまう、結果保護者同士が対立したり、円満に解決できないケースがありました。

できるだけ「いじめの未然防止」や「早期発見」をしつつ、それでもどうしても起こってしまったいじめに対して適切に対応し、子ども達への「教育」に繋げていくにはどうしたらよいのか……。そう真剣に考えた時、まず教師が関係法律やガイドラインを学ぶ必要があるのではないか、また、現場で活用できる詳細なマニュアルが必要ではないか、と考えました。

以下に詳細な取り組みをご紹介します。

## 2 小学校 いじめ対応マニュアルの策定について

上記の経緯の最中では、まだ長野県にはいじめ対応マニュアルがない時もありました。また、長野県いじめ対応マニュアルには掲載されていない部分（いじめの定義や認知の方法、生徒指導の際の更に詳細な項目や注意点等）も重要と捉えました。

そこで私達は、関係法律やガイドライン、また長野県教育委員会 HP に掲載されている様々な書類を参考、引用しながら、自らの手で、更に詳細ないじめ対応マニュアルを作成することとしました。

## 2 小学校のいじめ対応マニュアルの特徴

### 〈特徴 1〉

**2 小学校のいじめ対策委員会の教師、社会福祉士、保護者が集い、それぞれの様々な視点から意見をぶつけ合い、作成**

いじめ防止対策推進法（学校におけるいじめの防止）第十五条 2 では、

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

と、規定されています。この条文を踏まえると、多くの方と連携して多角的な視点から、いじめ防止に努め、マニュアルを作成することは、とても重要なことだと考えました。

### 〈特徴 2〉

**関係法律やガイドラインを徹底的に読み込み、そして引用（マニュアルの中に落とし込み）**

策定メンバーの主観にならないよう、関係法律やガイドライン、また長野県教育委員会 HP 掲載の「長野県いじめ防止対策推進条例」、「いじめ問題に関する Q&A」、「いじめ対応充実の手引き」、「取り組み事例の紹介」、「文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について（通知）」「いじめの認知について」を徹底的に読み込み、随所に引用しました。

### 〈特徴 3〉

**フローチャートの作成と「目次」としての活用**

いじめの定義や認知、未然防止、早期発見、事実確認、重大事態ではないかどうかの判断、事後対応、指導、再発防止、いじめの解消の判断とその後の見守り、などを時系列にならべたフローチャートをまず作成しました。これにより、まずはいじめ対応に係わる、全体像を常に掴みやすいようにしました。更に、このフローチャートは目次の機能も果たしています。

各教師は現在自分が差し当たっている状況をこのフローチャートで確認し、該当ページを捲れば、更に詳細に、その場面に応じた対応方法やその注意点を確認できる、ということです。

#### 〈特徴 4〉

##### 各クラス担任がマニュアルを活用

いじめ対応マニュアルのファイルは、各担任が教室などのすぐに使用できる場所に保存しています。いじめの未然防止、早期発見、発生後の対応、再発防止策の実施等にあたり、必ず書類を確認しながら、実際に活用しています。これを活用することで、各担任が一人で対応に当たることになる場面でも、組織で対応できる一助になります。→（教師の孤立化・抱え込みの阻止）

#### 〈特徴 5〉

##### いじめ対策委員会にて必ず活用

各教師だけでは対応が難しいケースなどについては、いじめ対策委員会を中心に組織として対応することになりますが、そこでも必ず活用しています。

#### 〈特徴 6〉

##### 保護者配布用の概要版を作成、配布。また HP にそれを掲載し、いつでも保護者や地域がスマホやパソコンで確認できるようにした

いじめについて学ぶことができる書類及び Z 小学校のいじめ対応の大まかな流れや解決策の一覧を載せたフローチャートを全保護者に配布しています。また、それを学校 HP にも掲載し、いつでもスマホやパソコンで確認できるようにもしています。

実際にいじめ対応をする際は、保護者の方と連携することになります。その際円満に解決し、子ども達への教育や優しい心の醸成にまで繋げるためには、やはり保護者の方々にも常日頃から適切な知識や関心を持っていただく必要があるのではないかと考えました。毎年配布する予定です。

### 以下 〈特徴 7～10〉 教師の人事異動等で、Z 小学校のいじめ対応マニュアルが形骸化しない為に取り組んでいる内容

#### 〈特徴 7〉

##### 重要行政文書の読み合わせ

いじめ対応においてまず一番大事になるのは「いじめの認知」についてです。この認知ができなければ、早期発見も事後対応も解消の判断も、見守りも、何もできません。

本来いじめ対応マニュアルの毎年の見直し、またその上での修正をするべきですが、各教師、本当に大変な状況の中、過労死ラインを時に越えながら職務を全うしている現状では、上記の対応を全てした上で、更にマニュアル更新の会議を、となると、十分な時間が取れない可能性もあります。ただ、いじめ対応マニュアルを形骸化させてもいけません。そこで、

いじめの認知について（いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取り組みについて（文部科学省初等中等教育児童生徒課長通知）の資料を年度当初に読み合わせをしています。この書類にはいじめの認知についての大切な考え方及び実例が端的に、ですが質高くしっかりと記されています。その為この書類を確認することも重要と捉えました。

### 〈特徴8〉

#### 保護者に配布した資料（特徴6の書類）を全教師で年度当初に教師が読み合わせ

保護者の方に配布した特徴6の資料は、言わば教師用のいじめ対応マニュアルの概要版です。これは教師達にも確認用として有効だと思いました。また、保護者が知っている内容を教師が知らないということは、基本あってはなりません。その意味でも読み合わせをすることとしています。

特徴7の行政文書と合わせて読み合わせをすることで、いじめ対応マニュアルを形骸化させない取り組みの一つになるのではと考えています。

### 〈特徴9〉

#### 学校運営委員会にて、いじめ対応マニュアルの活用状況、概要書類の保護者への例年通りの配布、児童生徒へのいじめ防止の授業を行ったこと等を報告（予定）

※学校運営委員会には各年のPTA会長も参加します。保護者会長がいじめに関する意識を保つための重要な機会にもなりますし、いじめ対応マニュアルはじめ、未然防止活動が形骸化しないための一つになると考えました。

### 〈特徴10〉

#### Z小学校のいじめ対応（いじめ対応マニュアルの活用状況、保護者への例年通りの配布、児童生徒へのいじめ防止対策推進法の授業を行ったこと等）を学校広報誌に掲載して配布（予定）

## Z小学校が今後取り組んでいきたいと思っていること

### ○児童生徒に分かりやすく、いじめに関する授業を行う

本来いじめをどう防ぎ、解決していくか、またその為にどんな法律やガイドラインがあるのか、そもそもなぜ人をいじめてはいけないのか、大人だったらどんな罪に問われるのか、という重要な事は、誰より子ども達に最初に伝えるべきことです。しかしそれを適切に子ども達に伝えるには、どうしても教師や保護者がまずはしっかりと関係法律やガイドラインを学んだり、実際にいじめの未然防止や早期発見、また事後対応ができる詳細な「マニュアル」が必要でした。その状況を作るのに5年もの歳月が流れてしまいましたが、今後は子ども達にしっかりと伝えていかななくてはならないと思っています。

例えばいじめ防止対策推進法第26条の出席停止は、多くの子ども達がいじめの犠牲になったことで成立してきた、極めて重要な解決策の一つですが、教師も保護者も子ども達も、しっかりと認知していないので、活用に至らない現状が全国的にあります。学校現場という大切な場所で、子ども達に、子ども達を守るための教育を今後していかなければなりません。

これまで行ってきた子ども達への人権教育以外で、差し当たり始められそうな具体的な内容として、長野県教育委員会HPでダウンロードできるようになっている長野県いじめ防止リーフレット（低学年用、高学年用）を全生徒に配布することが考えられます。また、これらの配布等を含む各教師によるいじめの未然防止の為の授業を、これからも年数回程度必要ではないかと考えています。

### ○長野県教育委員会、長野県いじめ問題対策連絡協議会との連携

長野県教育委員会と連携し、Z小学校のこれまでの全ての取り組みが長野県または全国の全ての教育機関に役立てるよう、取り組みの発表、長野県いじめ対応マニュアルとの融合を目指すなどしていきます。多くの専門職の方が出席される長野県いじめ問題対策連絡協議会との連携も当然重要と考えます。

学校現場の声をそのような公式の場所で伝えることは極めて重要なことです。

これらのZ小学校の取り組みは、全国的に見ても他に類を見ません。とても先進的なものだと思います。その為、多くの子ども達、保護者の方、そして教育機関で働く方々に対しても、役に立ちたいと考えています。

## まとめ

これまでZ小学校だけでなく、全国で多くの子ども達がいじめにより、辛い経験をしてきました。その中には、自殺などに繋がってしまった重大事態に陥ってしまったケースもあります。

**多くの子ども達の命や心が伝えてきてくれたことを、今と未来の子ども達に伝えていくのが、私達大人の最低限の役割**と心得ます。またその意味で、「いじめ」という目に見えない、潜在的には人の心の中で起きている現象に対して、しっかりと立ち向かっていくためには、やはり多くの子ども達が伝えてくれた関係法律やガイドラインをしっかりと学び、マニュアルを活用して組織で立ち向かうことが重要です。そうやって、何かが起こる前に起こさせない努力を精一杯行い、そんな大切な本当の大人の背中を子ども達に常に示し、想像力と言う名の優しい心、価値観を、むしろいじめを題材にして、いじめ発生前に培い、育てていくことが重要だと思います。いつもそれを伝え合い、教え合って、どんな地域でも、そういう形のない尊いことを形にして、一人一人の大人が一人ひとりの子ども達に心から真剣に伝えていけば、いじめという魔物に絶対勝ち続けられると信じています。そうしたら、大切な命や心を守ることは、絶対できるだろうと思いますし、教育にも繋がり、間違ってもその結果がPTSDや自殺という重大事態などにはならないはずで。

私達の活動や取り組みが、その為の一助となれたなら、これ程有難く、嬉しいことはありません。今後とも多くの方と連携しながら、頑張っていけたらと思います。宜しくお願い致します。